【人材育成研修】

平成 28 年度国際協力人材育成研修実施報告

国際協力部教官 石田正範

第1 はじめに

独立行政法人国際協力機構(JICA)が平成 8年に法制度整備支援分野における最初のプロジェクトをベトナムで開始して以降,法務省も支援対象各国におけるJICAのプロジェクトに全面的に協力するとともに,当省独自の支援を行うなどしてきたが,支援対象国が徐々に増加するとともに,支援内容が拡大,複雑化している。

そのため、当省において、将来においても法制 度整備支援を適切に推進していくためには、同支 援に携わる人材を幅広く集めていく必要がある。

そこで、当部においては、平成21年から、法制度整備支援に関心を持つ法務・検察職員を対象に、同支援への理解を深めさせるとともに、将来同支援業務に従事する場合に必要となる知識及び技術の一端を習得させることを目的として、毎年度1回「国際協力人材育成研修」を実施しており、今回が8回目となる。

第2 研修の概要

1 研修期間

平成28年11月7日ないし同月18日(移動日含む。)

- 2 研修場所
 - (1) 国内研修

当部(大阪市福島区福島1丁目1番60 号大阪中之島合同庁舎4階)

- (2) 国外研修ベトナム及びラオス
- 3 研修員
 - (1) 大谷智彦(法務省民事局付)
 - (2) 手塚久美子(法務省民事局民事第二課係長)
 - (3) 村田邦行(静岡地方検察庁沼津支部検事)

- (4) 氷室隼人(大阪地方検察庁検事)
- (5) 小南安生(福岡高等検察庁検察事務官)
- 4 研修内容(概要)
 - (1) 国内研修(平成28年11月8日,9日,17日及び18日)
 - ア 「法制度整備支援の概要」の講義
 - イ 「各国における法制度整備支援の概要」 の講義
 - ウ 本邦研修聴講
 - エ 国際協力部長による講義
 - オ 国際協力部副部長による講義
 - カ 国際協力専門官の業務に関する講義
 - キ 資料整理,研修レポート作成
 - ク 総括質疑応答
 - (2) 国外研修(平成28年11月10日ないし16日)
 - アベトナム
 - (ア) JICA長期派遣専門家との意見交換
 - (イ) バクニン省内裁判所法廷傍聴
 - (ウ) 最高人民検察院及び司法省訪問
 - (エ) 西村あさひ法律事務所ハノイ事務所 訪問

イ ラオス

- (ア) JICA長期派遣専門家との意見交換
- (イ) ワーキンググループ(WG)メンバー との意見交換会
- (ウ) 国立司法研修所, JICAラオス事務所及びラオス国立大学法政治学部訪問
- (エ) ビエンチャン首都裁判所法廷傍聴

第3 実施結果

- 1 国内研修前半
 - (1) 平成28年11月8日(火)
 - ア 講義「法制度整備支援の概要」(当職) 当職が、当省による法制度整備支援の 概要について、当部の関わり、他機関・ 他国による法制度整備支援との比較等を 中心に講義を実施した。
 - イ 講義「各国法制度整備支援の概要」(当職,伊藤淳,松尾宣宏,廣田桂及び野瀬 憲範各教官)

当職ら当部教官から、ベトナム、ラオス、カンボジア、インドネシア、ミャンマー及びネパールにおける法制度整備支援の経緯、状況、成果等について、講義を受けた。

ウ 本邦研修聴講

ラオス法律人材育成強化プロジェクト (フェーズ2)「刑事関連法」の本邦研修 が実施中であったため、同研修の一カリ キュラムである「捜査段階Q&A集の検 討」を聴講した。

(2) 平成28年11月9日(水)

ア 講義「法務省職員の国際業務と法整備 支援」(阪井光平部長)

当部阪井光平部長から、当省における 国際業務の在り方等について、講義を受けるとともに、国外研修において考えて くるべき課題の提示を受けるなどした。

イ 講義「長期派遣専門家の仕事」(伊藤





当部伊藤浩之副部長から,自身の元ラ オス長期派遣専門家としての経験等を踏 まえつつ,長期派遣専門家の役割,心構 え等を中心に,法制度整備支援の在り方 について講義を受けた。

ウ 講義「国際協力専門官の業務」(伊地 知康弘統括国際協力専門官,若生耕介主 任国際協力専門官)

当部伊地知康弘統括国際協力専門官ら から、当部における国際協力専門官の業 務、役割等について講義を受けた。

エ 講義「各国法制度整備支援の概要」(大 西宏道教官)

当部大西宏道教官から,東ティモール 民主共和国及び大韓民国における法制度 整備支援の経緯,状況,成果等について 講義を受けた。

オ 国外研修オリエンテーション(稲本実 穂国際協力専門官)

当部稲本実穂国際協力専門官から、国 外研修での生活面での注意事項等の伝達 を受けた。

2 国外研修

- (1) 平成28年11月10日(木)
 - ア JICAプロジェクトオフィス意見交 換会

川西一長期派遣専門家・チーフアドバイザーから、ベトナムにおける法制度整備支援の実施状況、長期派遣専門家の役



国内研修での様子



川西専門家との質疑応答の様子

割,現地での苦労等について説明を受けるとともに,意見交換会を実施した。

(2) 平成28年11月11日(金)

ア バクニン省内裁判所法廷傍聴

バクニン省内の裁判所を訪問し、刑事 裁判(元軍人である被告人が人を殺害し た行為が、ベトナム刑法第95条の「精 神を強く刺激された状態における殺人」 の罪と同法第96条の「正当防衛の範囲 を超える殺人」のいずれに該当するかが 争点となっていた事件)を傍聴した。

イ 最高人民検察院及び司法省訪問

最高人民検察院を訪問し、レ・ティエン国際協力局長らと面談し、続いて、司法省を訪問し、ズン・ティフン国際協力局副局長らと面談した。

ウ 西村あさひ法律事務所ハノイ事務所訪 問

西村あさひ法律事務所ハノイ事務所を 訪問し、同事務所の廣澤太郎弁護士から、 ベトナムで活動する弁護士の視点から、 ベトナムの法制度の問題点、法制度整備 支援に求めるものなどについて講義を受 けた。

(3) 平成28年11月14日(月)

ア JICAプロジェクトオフィス意見交 換会

須田大長期派遣専門家・チーフアドバイザー,石岡修長期派遣専門家,棚橋玲子長期派遣専門家,天野麻依子長期派遣



廣澤弁護士との質疑応答の様子

専門家及び川村仁業務調整員から,ラオスにおける法制度整備支援の実施状況,長期派遣専門家の役割,現地での苦労等について説明を受けるとともに,意見交換を実施した。

イ WGメンバーとの意見交換会

ラオス法律人材育成強化プロジェクト (フェーズ2)「刑事関連法」のWGメン バーであるセンタヴィ・インタヴォンラ オス国立大学法政治学部刑事学科学科 長、トンワン・ケオビライ最高人民検察 院民事監査局商事・家族・少年事件監査 部部長、シンタヴォン・ピムチャンタポー ン司法省経済紛争解決センター部長及び ニワン・ソムセンシー弁護士会執行委員 と、ラオスにおける法制度整備支援の現 状、ラオス側の受け止め方、改善点等に ついて意見交換を実施した。

(4) 平成28年11月15日(火)

ア 国立司法研修所訪問

裁判官・検察官・弁護士等の養成機関である国立司法研修所を訪問し、施設見学をするとともに、研修員が同研修所の研修生に対し、「裁判官の職業倫理」「法務省職員の職業倫理」「職業倫理(検察庁職員・弁護士)」の各テーマで講義を実施した。

イ JICAラオス事務所訪問

JICAラオス事務所を訪問し, 牧本 小枝次長から, 同事務所の事業概要の説



長期派遣専門家等との質疑応答の様子

明を受けるとともに, ラオスにおける法 制度整備支援の実施状況, 将来の在り方 について意見交換を実施した。

- (5) 平成28年11月16日(水)
 - ア ビエンチャン首都裁判所訪問 ビエンチャン首都裁判所において,刑 事裁判(薬物事件,窃盗事件等)を傍聴 した。
 - イ ラオス国立大学法政治学部訪問 ラオス国立大学法政治学部において、 ヴィエンヴィライ・ティエンチャンサイ 学部長を表敬訪問し、同学部の現状、こ れまでの日本の法制度整備支援の成果等 について説明を受けた上、研修員が同学 部の学生らに対し、「日本における三権 分立と司法権の独立」「検察の役割、行 政権における検察の独立」の各テーマで 講義を実施した。



国立司法研修所での講義の様子

- 3 国内研修後半
 - (1) 平成28年11月17日(木) 資料整理,研修レポート作成
 - (2) 平成28年11月18日(金)
 - ア 総括質疑応答(阪井部長,伊藤副部長, 当職ら当部教官)

研修員が本研修の所感等を述べ、阪井 部長を始めとする当部職員と質疑応答を 実施した。

イ 閉講式

第4 所感

本研修は、前記研修目的に基づき、研修員5名 (裁判官出身1名、法務事務官1名、検事2名及 び検察事務官1名)に対して実施したものであり、 国外研修に先立つ国内研修前半において、法制度 整備支援の概要、ベトナム及びラオスを始めとす る各国における同支援の現状、課題等の講義を集



ラオス国立大学法政治学部にて





統括質疑応答の様子

中的に実施し、同支援の基礎知識を持ってもらった上で、ベトナム及びラオスにおいて国外研修を 実施し、同支援の現場を直接見聞してもらった。

過去の国際協力人材育成研修の国外研修は、第 1回ないし第4回はベトナムで、第5回ないし第 7回はカンボジアで実施したが、本研修では、初 めてベトナム及びラオスの2カ国で実施した。

ベトナム及びラオスは、政治体制は似ているものの、国民性、風土はもちろんのこと、法制度整備支援の状況も大きく異なることから、2か国で国外研修を実施したことにより、日程的にはややタイトとなったが、研修員に比較の視点を持ってもらい、同支援に対する理解を深めることができたと思料する。

研修員は、本研修の長期派遣専門家らが、決して押し付けはしないという日本の法制度整備支援の在り方を体現しつつ、忍耐強く、かつ熱意を持って慣れない海外の地で奮闘する姿を目の当たりにし、また、研修員を暖かく迎えてくれたベトナム、ラオスの関係者や、国家を発展させるために自己研鑽に努めている若い学生らと触れ合うこ

とで強い感銘を受け、さらに、国際分野で活躍されている廣澤太郎弁護士から講義を受けたことなどから、将来的に同支援関係の業務に携わることへの意欲を高めるとともに、ベトナム、ラオスという国にも強い興味を持った模様であった。

また、研修員は、各自がそれぞれ具体的な問題 意識を持ちつつ、種々の局面で積極的な質問をし たり、研修員同士で議論をしたり、研修時間外に も進んでベトナム、ラオスの社会や文化を理解し ようと努めるなど、本研修に積極的に取り組んで いた。

過去7回の国際人材育成研修の研修員がその後 当部に合計6名配属されるなど、同研修は着実に 成果を上げているものと思料されるが、本研修が 法制度整備支援の更なる発展の一助となれば幸い である。

第5 添付資料

- 1 日程表
 - 2 研修員名簿
 - 3 研修員による研修報告5通

平成28年度国際協力人材育成研修日程表

添付資料1

月	曜	午前 12	:00 午後	干後 18:00		
11						
/	月	16:00 法務総合研究所大阪支所寮入寮				
7						大阪泊
11		9:45 10:00 講義「法務省による法制度整備支援の概要」 13:00 講義「各国法制度整備支援の概要」				
/		大				
8		部長室ほか 9:45 講義「法務省職員の国際業	19.15 謙差 「国際	14:10 講義 「各国	国際協力部4階セミナー室	大阪泊
11		務と	協力専門官の業務」	娄」	15:00 海外研修オリエンテーション	
9	水	国際協力部長 国際協力部副部長 国際協力部4階セミナー室 国際協力部4階セミナー	国際協力専門官 国際協力部	国際協力部教官 (担当教官) 国際協力部	国際協力専門官(担当専門官) 国際協力部4階セミナー室	
11		国际協力的4階でミナー主 国际協力的4階でミナー	- ^王 4階セミナー室	4階セミナー室	国际協力部4階でミノー宝 16:30 意見交換	大阪泊
/	木	関の立法をハノイ等				
10		ロ本(人阪)10:30光 ハト) ム(ハソイ) に	5:307百(VN331)		ベトナムJICAプロジェクト事務所	ハノイ泊
11		8:00	14:00	15:00	16:00 17:00	7 174
/	金	法廷傍聴	最高人民検察院 (SPP)表敬	司法省(MOJ) 表敬	西村あさひ法律事務所ハノイ事務所訪問	
11		バクニン省裁判	引所 最高人民検察院	司法省	西村あさひ法律事務所ハノイ事務所	ハノイ泊
11						
/	±	ナ ボトナム(ハノイ)16:40発ラオス(ビエンチャン)17:50着(VN2897)				
12						ビエンチャン泊
11	-					
12	日					
13						ビエンチャン泊
/	月	月 長期専門家との意見交換 WGグループメンバーとの意見交換				
14		ラオスJICAプロジェクト事務所 ラオスJICAプロジェクト事務所				
11		8:00 16:00 17:0				ビエンチャン泊
/	火	国立司法研修所訪問 講義・意見交換			JICAラオス事務所訪問	
15				国立司法研修所	JICAラオス事務所	ビエンチャン泊
11		8:30	13:30 ラオス国立大学法	16:30 政治学部訪問	ラオス(ビエンチャン)20:00発	
16	水	ビエンチャン首都裁判所訪問 ビエンチャン首都裁判	講義·意見交換	ラオス国立大学	ベトナム(ハノイ)21:00着(VN920)	
11		こエン 、Yン目 th xx T		70 八日五八十		機内泊
/	木					
17		(大阪)6:40着(VN330)				大阪泊
11		9:45 レポート発表・総括質疑応答	13:15 閉講式			
/	金	原庁へ				
18		国際協力部4階セミナー	-室 国際1	協力部4階セミナー室		

平成28年度国際協力人材育成研修員名簿 List of Participants in the Training Seminar for International Cooperation Human Resource Department

	大 谷 智 彦
1	Mr. OTANI Tomohiko
'	法務省民事局付
	Government Attorney, Civil Affairs Bureau
	手 塚 久 美 子
2	Ms. TETSUKA Kumiko
_	法務省民事局民事第二課係長(法規係担当)
	Civil Affairs Second Division Chief (in charge of Legislation Section), Civil Affairs Bureau
	村 田 邦 行
3	Mr. MURATA Kuniyuki
3	静岡地方検察庁沼津支部検事
	Prosecutor, Numazu Branch, Shizuoka District Public Prosecutors Office
	氷 室 隼 人
4	Mr. HIMURO Hayato
4	大阪地方検察庁検事
	Prosecutor, Osaka District Public Prosecutors Office
	小 南 安 生
5	Mr. KOMINAMI Yasuo
5	福岡高等検察庁検察事務官
	Public Prosecutor's Assistant Officer, Fukuoka High Public Prosecutors Office

【研修担当/Officials in charge】

教官/ Government Attorney 石田 正範(ISHIDA Masanori)

国際協力専門官/Administrative Staff 稲本 実穂(INAMOTO Miho)

平成 28 年度国際協力人材育成研修に参加して

法務省民事局付 大谷智彦

第1 はじめに

私は、平成28年11月7日から同月18日までの約10日間、法務省法務総合研究所国際協力部(ICD)により実施された国際協力人材育成研修(以下「本研修」という。)に参加し、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国における法制度整備支援の活動の現場を直接見聞する機会を得たので、これについて報告したい。

第2 我が国の実施する法制度整備支援(法務省 関与)の概要等

我が国における国家活動としての法制度整備支援は、独立行政法人国際協力機構(JICA)による政府開発援助(ODA)のうち、二国間の技術協力事業の一端として実施されており、同事業は、専門家派遣、研修員受入れ、機材供与の三つを主要な内容とするが、とりわけ、法務省が関与する法制度整備支援の場合には、検察官や裁判官を長期派遣専門家として支援対象国に派遣して現地で活動させるほか、現地の実施機関(カウンターパート)の職員等を本邦に受け入れてICDによる研修を実施するなどの複数の事業の組合せである「技術協力プロジェクト」の形で実施されることが一般である。本研修では、このうち長期派遣専門家の現地での活動につき理解を深めることが主な目的とされていた。

現地でどのような支援が具体的に行われているかは、それぞれの対象国での問題点やカウンターパートの要望によって区々であるところ、本研修においてベトナム及びラオスの2か国を訪れることができたのは、両国で行われている法制度整備支援の実態を比較検討することができ、その本質的な部分を掴むヒントとなった点で非常に恵まれていたと思う。

第3 ベトナム及びラオスについて

まず、本研修で訪れたベトナム及びラオスの2 か国について、その国政、プロジェクトの在り方、 問題点などに関する特徴や所感等を簡単に述べた い

1 ベトナムについて

ベトナム共産党の一党独裁制の政治体制が敷かれ、その統治機構は、国権の最高機関である 国会の下に政府、大統領(国家主席)、最高人 民裁判所及び最高人民検察院が位置し、政府の 下に各省庁が位置する構造となっており、我が 国の三権分立の構造とは大きく異なる。

ベトナムでのプロジェクトの実施態勢につい ては、カウンターパートとなる首相府、司法省、 最高人民裁判所,最高人民検察院及びベトナム 弁護士連合会がそれぞれでワークショップを行 い(後記のラオスのように機関同士の横のつな がりや連携は図られていない模様であった。), 各カウンターパートを担当する長期派遣専門家 が中心になってこれらのワークショップなどに 参加し,適宜必要な意見を述べていく,という のが基本的な活動内容であった。例えば、検察 官出身の長期派遣専門家が、最高人民検察院が 実施するワークショップを主に担当するといっ た形である(本研修当時、検察官出身者2名、 裁判官出身者1名及び弁護士出身者1名の長期 派遣専門家が派遣)。長期派遣専門家によれば、 ワークショップでの同専門家の関与は必要最小 限とし、カウンターパートの主体性を最大限尊 重することによって, 現地の実情や要望に沿っ た法制度となるよう促し、また、カウンターパー ト職員自体の能力を底上げさせるように意を 払っているとのことであった。このような取組 の仕方について, 現地のカウンターパートは, ベトナム側のニーズに合致するものであると高 く評価していた。

現在ベトナムで行われている支援は、「2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」 であり、1996年(平成8年)に開始された J ICAによるプロジェクトとしては六つ目に当 たる。現行プロジェクトは、2015年(平成27 年) 4月から2020年(平成32年)3月までの 5年間をプロジェクト期間とし、同プロジェク トの目標としては、従前からの法令整備や法律 家の能力強化に加え,法令相互の不整合の抑制・ 是正、法令の適切な理解と統一的な運用・適用 の実現を図ることが掲げられている。我が国の 法制度整備支援の歴史は、ベトナムでの支援か ら始まっており、ベトナムではこれまでも法令 整備が相当程度進むなどの成果があがってきた ところである。しかし、まだ問題点も多いよう であり、例えば、2016年(平成28年)7月1 日に施行予定であった新刑法については、多数 の単純ミスが発見されたことによりその前日の 同年6月30日に急遽施行延期が発表され、現 在に至るまで施行の目処がたっていない状況に あるなど、法案の提出前に行われる司法省によ る事前審査では,時間制限の関係等から十分な 審査がなされているとはいえないようである。 これに対し、我が国では、内閣が提出する法律 案については, 所管省庁による起草後, 内閣の 補佐機関である内閣法制局による厳格な審査を 受け(ほかに国会議員や両議院の委員会が提出 する法律案があるが,これらについても議院法 制局による審査を受ける。),憲法や他の現行の 法制との関係,立法内容の法的妥当性に加え, 立案の意図が法文の上に正確に表現されている か、条文の表現及び配列等の構成は適当である か、用字・用語に誤りがないかなどに至るまで 精査を受けるほか, 更に与党による審査も通過 しない限り, 国会へ提出されない仕組みとなっ ており、国会審議の過程で大幅に法律案が修正 されることはほとんどない。もちろん制度であ る以上善し悪しがあるところだが, 上記のとお り法令相互の整合性を高めていくというプロ

ジェクトの目標の下では、我が国が採用するような強力な事前審査の仕組みがないことは不利な点であると感じ、同時に、私の所属する民事局における執務で最も頭を悩ませ時間を要する法制局対応(事前審査)が、日本での立法作用にとっていかに重要なものであるかを改めて認識したところであった。

ちなみに首都ハノイの町を歩いてみると,道路の幅一杯に2,3人乗りのバイクがひしめきあっており,逆走する者も散見され,道路ではクラクションが鳴り止まない状態で(もっとも,どちらかというと自分はここにいるので気を付けてほしいというアピールのためにクラクションを鳴らしているように感じた。),雑然としていたが,入り組んだ路地の中まで商店が立ち並んでいて,日本にはない活気に満ちていた。他方,傍聴をした刑事訴訟手続では,検察官が裁判官と同じ壇上にいる中で手続が進むなど職権主義的であり,裁判官が被告人の回答を遮り気味に質問をしていたことなどからは,幾分威圧的な印象を受けた。

2 ラオスについて

ベトナムと同様にラオス人民革命党の一党独 裁制であり,統治機構も,国会の下に国家主席, 最高人民裁判所及び最高人民検察院が位置し, 国家主席の下に首相及び政府(各省庁)が位置 するなど,ベトナムに似た構造となっている。

ラオスでのプロジェクトでは、四つに分けられたサブワーキンググループ(SWG)の活動が中心となるが、ベトナムと異なり、各SWGにカウンターパートとなる司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学からそれぞれの担当者が参加し、機関同士が連携しながら作業が進められていた。これは、法制度の実務、理論及び教育を担当する機関同士がその距離を近付けることで、相互の理解を高め、よりよい制度構築を志向する発想のもとに行われているとのことである。長期派遣専門家(本研修当時、検察官出身者1名及び弁護士出身者3名)が、それぞれ担当するSWGの活動に参

加し,適宜必要な意見を述べていく点は,ベトナムと同様である。

現在、ラオスで行われている支援は、「法律 人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)」で あり、JICAによるプロジェクトとしては三 つ目に当たる。プロジェクト期間は,2014年 (平成26年) 7月から2018年(平成30年) 7 月までの4年間で、同プロジェクトの目標とし ては、各カウンターパートの、法令の起草、法 令の運用・執行, 法学教育, 法曹養成研修, 継 続的実務研修、法令の普及・理解の促進の改善 に取り組む能力の向上が掲げられている。この ような目標設定は、ラオスにおける根本的な問 題点と密接に関係しているとのことであった。 すなわち, ラオスにおいては, そもそも法的思 考というものがあまり根付いておらず、またそ の教材も乏しい為、法的な議論をする際の土台 が十分でないことが重大な問題点とされている ようであった。これは、従前は紛争解決手段と して村長等の地域の長による調停が主流であっ たことや、確定した裁判所による判決について も国会の影響下でその判断が覆りうるなど、ラ オスではその歴史, 文化, 宗教観等を背景とし て訴訟についての信頼性に欠ける風潮がある点 が主な原因と考えられるようであった。その結 果, SWGでの作業においても, 各々が共通の 体系に則らずに思ったことをそのまま話すなど して議論がかみ合わないことがままあることに 加え,公務員に対する待遇が悪いこともあり(本 研修時も、公務員給与の一部が2か月間遅延し ていたということであった。), その職業意識が 全体的に低く、SWGへの参加に積極的でない 者もいたことから,長期派遣専門家は,支援開 始当初、そもそもどのようにしてSWGの活動 に参加させるかといったことで頭を悩ませてい たということであった。

なお、ラオスの首都ビエンチャンでは、ベトナムと同様バイクが非常に多かったが、道路でクラクションが鳴ることはほとんどない。現地のラオス人によれば、ラオス人はクラクション

を鳴らすなどして争いごとになることを好まないということであった。また、傍聴した刑事事件においても、ベトナム同様職権主義的な進行ではあったが、終始落ち着いた雰囲気で手続が進められ(閉廷後、警察官が被告人に手錠を渡し、被告人が自分で手錠をするなどの光景すら見られた。)、総じて穏やかな国民性であることが感じられたが、他面で、職業意識の低さは法廷での警察官や空港での職員の態度等にも見て取ることができた。

3 雑感

このように、両国は似ているようであって、 全く異なる国風であると言えるが、共通する点 としては、未だ一般市民の間に法の支配の考え 方が浸透しているとはいえず、法律を使うのは 限られた人々だけ(大学に行ける程度の富裕層 が中心ではないかと思われる。)という、どこ か他人事のような認識なのだろうと感じられた ことである。

しかし、ベトナムでもラオスでも、法律家や 法律家を志す人たちの中にも向上心の強い者は たくさんおり、短い滞在期間ではあったが、そ の熱意がよく伝わってきた。例えば、ラオスで 午前中に法廷傍聴と簡単な意見交換をさせても らった裁判体の裁判官が、その日の午後に行わ れた研修員によるラオス国立大学での講義に参 加し、鋭い質問を投げかけてくださったことが あった。同裁判官は同大学の修士課程に通って いるということであり、法律家になった後にも 積極的に自己研鑽を積んでいる姿勢について は、むしろこちらの方が見習わなくてはならな いと感じた。

第4 我が国の法制度整備支援についての印象

本研修を通じて、法制度整備支援とはどのようなものかを考えてみたとき、次の3点については従来の私の認識と大きく異なり、大変印象に残った。

一つ目は, 我が国の法制度整備支援の対象の広 さである。

平成25年5月に策定された法制度整備支援に 関する基本方針(改訂版)によれば、我が国の同 支援においては、 例えば民法の起草など基本法及 び経済法の関連分野において積極的な法制度整備 及び運用の支援を行うこととするとされている が, 法の起草・改正にとどまらず, 法制度が適切 に運用・執行されるための基盤整備、法曹の人材 育成や法学教育、運用に係る実務面での能力強化 までを視野に入れ,対象国自身による法制度の運 用までを見込んだ支援を行うことが特長であると されている。例えば、前記のとおり、法令自体の 整備が相当程度進んでいるベトナムでは、法令相 互の不整合の抑制・是正, 法令の適切な理解と統 一的な運用・適用の実現を図るための法務・司法 関係機関の組織的な能力向上がプロジェクトの目 標に掲げられており、ラオスにおいても、刑事訴 訟法のハンドブックなどのプロジェクト成果物の 普及活動や平成27年1月から設置された国立司 法研修所で行われている法曹養成制度に関するカ リキュラムの作成、教授方法改善や教材開発等な どがプロジェクトの活動内容に掲げられている。 欧米諸国による法制度整備支援と比較しても、我 が国のように法令作成後の運用や法曹の人材育成 までに携わることは特徴的である。

しかし, 我が国の法制度整備支援の対象はこれ だけに留まらないのではないかと感じた。という のも, 本研修において, 私たちはカウンターパー ト職員に直接話を伺う機会を得たが、うまく議論 がかみ合わず、自分の聞きたいことを聞き出すこ とができないことがあった。これは私が現地の法 制度等を十分理解できていなかったことが一番の 原因であるものの、このことをラオスの長期派遣 専門家に話すと、そのようなことは何年も現地に 居住して法制度整備支援の実務に携わり、現地の 文化にも十分に触れ, ラオス側関係者との信頼関 係を作ってきた自分も今でも感じることであり, そのような部分が法制度整備支援の一番難しいと ころであるとのコメントを頂いた。すなわち、例 えば法令の運用等を議論する際に, カウンター パート職員としては, 現地の文化, 歴史, 宗教や 慣習を前提に、どのようにしていきたいのかとい う考え自体はあるものの, 前記のとおり, ラオス では、未だ法的思考が十分に根付いておらず、法 的な事項が普段の生活から距離のある概念である こともあって, 法的な能力以前の問題として, そ のような考えをうまく言葉として表現することが できないことがあり、非常に歯がゆく思っている ため, 長期派遣専門家としてはそこから何とか手 伝うことができないか模索しているということで あった。このように、長期派遣専門家は、法律の 起草や、運用面の改善などのアドバイスをする以 前に、カウンターパート職員が自分たちの言葉に 還元することのできない価値判断や道徳的な考え 方について, 自分たちで言葉にしていくところか ら寄り添って手助けをしていた。そうだとすると、 我が国の法制度整備支援とは、法律の起草や運営 面の改善だけを対象とするのではなく, そもそも どのように改善したいのかという非常に根本的な 部分まで、寄り添いながら一緒に考えるというよ うなことも含む、非常に対象範囲の広いものであ ると感じた。

二つ目は,我が国の法制度整備支援については, 成果に至るまでのプロセスを非常に重視している ということである。

前記基本方針によれば, 我が国の法制度整備支 援は、我が国の経験・知見を踏まえつつも、対象 国の文化や歴史,発展段階,オーナーシップを尊 重することが特長として挙げられ、対象国に寄り 添った形での支援をすることが求められている が、一方で、JICAによる支援も事業として行 われてる以上、成果が求められるのは当然のこと であるから,長期派遣専門家としてはある程度成 果を出すことを優先せざるを得ないのではないか とも思われるところである。しかし、いずれの国 の長期派遣専門家も,決して無理に成果を急ごう とはしていなかった。例えば、ベトナムであれ ば、前記のとおり統治機構の構造の関係で、カウ ンターパートの起草した法案が国会へ提出された 後, 国会審議の末に大幅に修正されることが珍し くないと言われており, 長期派遣専門家の関与の

下,整合性のある法案を提出したにもかかわらず, 結果として草案が保っていた整合性が失われるこ とになることもあるという。懸命にカウンター パートに寄り添った長期派遣専門家の努力が無駄 になってしまうのではないかとも感じたが、同専 門家は,成立した法案が少しでも他の法令との不 整合を解消することになれば、整合性を保つ目的 でのカウンターパートの起草能力の向上につなが るし、結果としても、整合的な法制度に一歩近づ いたことになると仰っていた。また、ラオスのS WGでの作業についても,長期派遣専門家は,議 論がかみ合わずに空転してしまうことが未だに多 いものの、たまに議論がかみ合った場合を尊重し て,一歩でも前に進めばそれが成果につながると いって前向きに捉えていた。このように、ベトナ ムとラオスで行われている支援の内容は全く異な るものの,対象国に寄り添い,その上でカウンター パートの行ったプロセスに注目して評価し、成果 につなげていく点ではむしろ共通しており、この 点も我が国の法制度整備支援の特長であると感じ た。

三つ目は, 我が国の法制度整備支援に携わるには, 法曹としての能力だけでは不十分であるということである。

本研修中,カウンターパート職員に対して長期派遣専門家への要望があるのか聞いたところ,作業の期限を守らなかった者に対しては,内心腹を立てているのだろうが,優しく接してくれているので,そのような場合にはもっと自分たちに厳しくてもよいとの発言があった。

これに対して、長期派遣専門家は、「そうは言うものの、仮に厳しくしてみて何か良くなるのか分からないし、逆に人間関係が壊れるのが怖い。むしろ、作業を期限までにやってこなかったことについて、こちらが腹を立てているのかもしれないというように現地のメンバーが推察してくれるようになったことが、人間関係を構築できてきた証拠だし、これも広い意味での成果の一つではないか。」ということを別の席で語ってくださった。本研修で出会った長期派遣専門家は、いずれも

明るく楽しそうに私たちに様々なことを説明して くださったが、このような話を聞くなどして法制 度整備支援の現地での実態を見聞すると,実際に は、JICAとの関係、予算の制限、現地で活動 するあらゆる面における通訳の問題, プロジェク ト事務所内の人間関係, カウンターパートとの人 間関係、ICDとの関係性など、非常に多種多様 な制約のもとで、様々な相手と交渉を続けながら、 粘り強く,カウンターパートの議論に寄り添い, それでもプロセスを大切にする視点を忘れず,成 果に向けて一歩ずつ前進していく大変な苦労をさ れているのだと実感した。日本で何不自由なく執 務に専念できる環境とは異なり、我が国の特徴的 な法制度整備支援に携わる上でこのような困難な 状況においてもパフォーマンスを発揮するために は、法的な素養があるだけでは不十分であり、厳 しい制約の下でも, 多方面にわたる人間関係等を 維持しながら,教育者のように相手の立場に立っ て粘り強く結果が出るのを待つことのできるよう な全人格的な能力が必要不可欠であると感じた。

第5 小括

以上に述べたように, 本研修を通じ, 私がそれ まで認識していた法制度整備支援の在り方と実際 の在り方というのはかなり乖離したものであるこ とが理解できたが、これは本当に最低限度の収穫 であり、本研修のカリキュラムの密度からすれば 事前の準備次第でより本質的なところに迫れたの ではないかと思うところがあった。振り返ると、 私は、ロースクールの講義でも法制度整備支援の 話を聴講し、司法修習の卒業旅行でマレーシアに 行った際も友人の紹介でJICAの支援活動を見 てきた。任官後も、ベトナムでの長期派遣専門家 の経験がある裁判官の隣の席で一緒に執務をし, 民事局でも法制度整備支援関係の仕事に関与する など、いくらでも同支援との接点があり、その時々 でもう少し積極的なアクションを起こしていれば 本研修による成果も違ったものになっていたので はないか。このような話を長期派遣専門家にした ところ, その気付きが大切なのであり, 本研修を

よいきっかけとして同支援への理解を深めていけばいいのではないかとのアドバイスを頂いた。こうして、私もこれから一歩ずつ法制度整備支援についての理解を深めていく決意をした次第である。

第6 終わりに

本研修を通じて、法制度整備支援についての理解が深まったこともさることながら、今まで訪れたことのない地の生活、文化や歴史などに触れ、本当に様々なことを経験することができ、これまでドメスティックな環境の下で仕事をしてきた私にとっては、今までにない視座を獲得することが

できたと感じている。ICDや現地の長期派遣専門家,通訳の皆さんからの細かい面まで配慮が行き届いた御協力や,バックグラウンドの異なる研修員同士でした忌憚のない意見交換がなければ,このような成果をあげることができなかったと思われる。とりわけ,本研修に同行してくださった石田正範教官及び稲本実穂専門官には,至る所でフォローをしていただいた。研修員全員が健康を維持しながら,無事に満足のいく成果を持ち帰ることができたのは,両名の気配り及び人間性のおかげといって過言ではないと思う。ここに皆様への心からの感謝の意を表して,私の報告を終わらせたい。

平成 28 年度国際協力人材育成研修に参加して

法務省民事局民事第二課係長 手 塚 久美子

第1 はじめに

平成28年11月7日から同月18日までの間, 法務総合研究所国際協力部が実施する「平成28 年度国際協力人材育成研修」(以下「本研修」と いう。) に参加する機会をいただいた。

本研修は、国際協力部における国内研修に加え、国外研修として法制度整備支援の相手国を訪問し、プロジェクトの実務等を直接見聞するところにその特徴があるといえるが、これまでの国外研修が1か国で行われていたのに対し、本研修では、ベトナム及びラオスの2か国を訪問することができた。

本報告では,国内研修及び国外研修の概要並び に私の所感を報告する。

第2 国内研修等

大阪の国際協力部において,実際に法制度整備 支援に携っている教官や専門官から,日本の同支 援の歴史や特徴,本研修の訪問先であるベトナム やラオスを含む各国における同支援の実績や現在 進行中のプロジェクト,国際協力部の業務内容等 について講義を受け,同支援に関する基本的な知 識を身につけた上で,国外研修に臨むことができ た。

また、副部長からは、御自身の経験を踏まえた 長期派遣専門家の業務等に関する講義をしていた だき、部長からは、法制度整備支援の在り方等に ついて講義をしていただいた。部長の講義におい ては、法制度整備支援を、「法制度」「整備」「支援」 の要素ごとに検討する視点を御教示いただき、そ の後の国外研修において見聞した様々な事柄を整 理・検討するに当たり大変参考になった。

第3 国外研修について

1 ベトナムへの訪問

国外研修として、まず、ベトナムを訪れ、JICAプロジェクト事務所において、川西一長期派遣専門家から、ベトナムにおける法制度整備支援プロジェクトの概要、進捗状況、ベトナム法の特徴等について説明を受けるとともに、意見交換を行った。

ベトナムにおける現プロジェクトでは、新たな目標の一つに、法令相互の不整合の抑制・是正、法令の適切な理解と統一的な運用・適用の実現を図るための法務・司法関係機関の組織的な能力向上を掲げ、これに向けた各種取組を行っていくとのことであった。しかし、一言で法令相互の不整合を抑制し、是正していくといっても、ベトナムには、下位法令も含めると10万以上もの法令が存在し、その上、日本のような法令検索システムも存在しないというような、日本ではほぼ生じ得ないことが、日本とは全く異なる環境下で生じるわけであり、このような点一つとっても、現地における法制度整備支援の困難性が見て取れた。

このほか,現プロジェクトの支援対象機関である最高人民検察院及び司法省に対する表敬訪問を行い,最高人民検察院においては関係部局の局長から,司法省においては関係部局の副局長から,日本がこれまでベトナムに対して行ってきた法制度整備支援に対する所感等について,直接話を聞くことができた。いずれの幹部からも,日本の法制度整備支援,特に,長期派遣専門家の柔軟かつきめ細やかな対応に対し,一様に強い感謝の意が示されていたのが印象的だった。また,今後の支援への強い期待も示されており,日本の法制度整備支援への期待や信頼の高さや,同支援が現地の関係機関との良好

な関係の下に進められていることをうかがい知 ることができた。

また、西村あさひ法律事務所ハノイ事務所を訪問し、ベトナムで活動されている廣澤太郎弁護士から、弁護士や日本企業から見たベトナム法分野の課題や法制度整備支援への要望等について話を伺った。法制度整備支援の直接の当事者ではなく、ベトナムの司法・行政制度の利用者という第三者的立場からの意見は、同支援の成果や課題を客観的に知る上で貴重なものであり、また、廣澤弁護士の指摘はいずれも現実にまだ根深く残る問題を的確に捉えたものであって、同支援についてより深く理解する上で非常に参考になるものであった。

上記のほか、ベトナムでは、バクニン省の裁判所において裁判を傍聴したが、日本の裁判との相違点(刑事事件と民事事件が同一の裁判で行われることなど。)や、ベトナムの歴史から派生する特殊性(被告がかつて軍人として国に寄与したことが、情状の一つとして斟酌され得ることなど。)がよく分かり、興味深かった。2 ラオスへの訪問

ラオスでも, JICAプロジェクト事務所を 訪問し, 須田大長期派遣専門家を始めとする長 期派遣専門家の方々と意見交換した。

ラオスの法制度整備支援の特徴の一つに、各 サブワーキンググループ(SWG)が、支援対 象機関である司法省、最高人民裁判所、最高人 民検察院及びラオス国立大学の各機関の職員が 混在する形で構成されていることが挙げられ る。これにより、様々な観点からの意見が反映 できたり、各論点に関する関係機関の共通理解 が図られるほか、通常業務においても、これま で以上に各機関の連携が強化されるという副次 的な効果も発生しているとのことであった。え てして行政機構は縦割りに陥りがちではある が、異なる機関が合同して進めていける体制は、 非常に望ましく、素晴しいことであると感じた。 実際、その後に行われたSWGメンバーとの意 見交換の場においても、上記の点はメンバーか ら利点として挙げられており、また、その際に 垣間見れるメンバー間の言動等からも、各機関 のメンバーの意思疎通が非常に円滑に行われて いるとの印象を受けた。

その意見交換の場においては, 今後日本によ る法制度整備支援に求めることとして, 法律に 加え、実務面への助言(例えば、捜査の段階な どにおいて, 法律に書いていないことが生じた 場合に、日本においてはどのように対応してい るかなど。)もぜひ実施してほしいという意見 や、日本の実務がどういったものになっている かもっと知りたいといった意見や、現在、プロ ジェクトが扱っている刑事訴訟法や民法等のほ かにもラオスには問題のある法律がまだまだあ り、それらの法律についてもSWGを作って検 討してほしいといった意見が挙がった。これら の意見から, ラオスにおいても, 日本の法制度 整備支援や長期派遣専門家への期待や信頼が非 常に大きいこと, また, 日本の法制度や実務そ のものに対し強い信頼があることが感じとれ た。

このほか、ラオスにおける研修で特筆すべき こととしては, 国立司法研修所及びラオス国立 大学において, 前者では修習生に対し, 「法務 省職員の職業倫理」というテーマで、後者では 学部生や院生等に対し,「日本における三権分 立と司法権の独立」というテーマで, 私たち研 修員による講義をそれぞれ実施した。講義はい ずれも、研修員が日本語で講義し、通訳者を介 してラオス語で相手方に伝える形であったが, よく言われるように、自分で理解するというこ とと、実際に人に教える(講義する)こととは 別次元のものであり、人に教える、伝えるとい うことの難しさを実感した。また,修習生や学 生からの質問には、各制度の趣旨や経緯等につ いて深く理解していなければ答えることが難し いものもあり、改めて自国の法や制度について 深く理解することの必要性、重要性について認 識する機会となった。

第4 所感

以下、本研修を通じての法制度整備支援全般に 関する所感を、要素ごとに整理して記載すること としたい。

1 「法制度」: 支援対象分野の拡大可能性

法制度整備支援には,支援が進むほどまた新 たな課題が生じるという一面があるといえる が、各国から支援を求められる法制度の領域や 規模についても、法制度整備支援の進展や相手 国の情勢等に応じて拡大したり変容していくこ とが考えられる。例えば、ベトナムにおいては、 支援開始当初は民法や民事訴訟法といった基本 法の起草支援が中心だったが、2015年(平成 27年)11月24日に制定された新たな民法典を 踏まえ, 同国においては現在, 不動産, 動産, 担保その他に関する登記を広く対象とする財産 登録法の立案等に向けた検討が行われており, 同法の制定に向けた支援が求められている状況 にある。また、ラオスについてもみても、前述 のとおり、SWGのメンバーから、支援対象と なる法制度の範囲拡大を求める意見が挙がるな どしており、支援を求める法制度の範囲は、今 後拡大し得る可能性があるといえる。このよう な流れを踏まえると, 法制度整備支援の場にお いても、今後は、様々な法制度を所管する局部 課との連携や支援の過程における当該局部課の 関与,かつ,単発的ではなくある程度継続的な 連携, 関与といったものがこれまで以上に必要 になるとも思われるところであり、そのような 連携、関与の在り方も今後の検討課題の一つで はないかと思われる。

また、話は若干逸れるが、このことは、国際協力部という特定の部局の特定の職員だけでなく、局部課において個別の法制度に携る職員や、現場機関等において実務に携る職員にも何らかの形で法制度整備支援の主体となり得る可能性があることを意味するのであり、その意味において、主体的意識を持ち、支援の状況について関心を高めておくことが重要であると思われた。

2 「整備」: 法制度の統一的運用, 行政能力向 上の必要性

ベトナムにおける西村あさひ法律事務所ハノイ事務所での意見交換の際に、問題点の一つとして、法律と運用との齟齬、具体的には新しい法令の内容が行政窓口に共有されておらず、法令に沿った取扱いを受けられない、運用も地方ごと、担当者ごとに異なるという点が挙げられた。同様の趣旨の指摘は、ラオスにおける意見交換の場においても、今後改善すべき問題点として挙がっていた。

上記のような状況は、日本の行政活動においては「最も避けなければならない」状況の一つといえるものであり、そのような状況を生じさせないよう、様々な手段を講じて、全国的に統一した解釈、運用が行われる体制を築いているといえる。相手国においてそのような状況が生じてしまう原因は、複雑な要因が絡んでいるものと思われるが、主として、意識とスキルの欠如に問題があるようである。まず、意識については、法の支配の意義や重要性についていまだ十分に浸透しておらず、統一的運用が図られていないことについての問題意識が高くないとのことであった。また、意識の欠如ゆえにスキルについても不足しているとのことであった。

これまでの支援により、人材の育成や法の支配についての意識の醸成といったことについては一定程度進んできていると思われるところであり、育った人材が中心となって、自発的に統一のとれた運用が行われていくことが望ましい形であると思われるが、現実的にはなかなかそこまではいくのは難しいようである。育成された人材を中心にどのように司法、行政組織全体として統一的な運用ができる体制づくりをしていくかということも、更なる支援を必要とする重要な課題であると感じた。

なお,運用改善や行政能力の向上という点については,当省の法制度整備支援だけでなくその他の支援プログラムに共通する課題であると考えられるところであり,その点からすると,

運用改善や行政能力向上に向けた、省庁横断的なプログラムについて更に検討が必要なのではないかとも思われる。

3 「支援」

(1) 支援の評価困難性

法制度整備支援は、その性質上、定量的評価になじみにくい分野であるといわれるが、本研修を経る中でもその点を強く実感することとなった。例えば、ラオスにおいて支援の一環として作成されている刑事訴訟法関連の実務ハンドブック一つをとってみても、完成物としてできあがるのは「ハンドブック」という一資料であったとしても、その完成に至るまでには、本邦研修や現地SWGでの議論など、可視化しにくいものの、日本の法制度整備支援の目的である相手国の主体性の尊重や、人材育成といった点からは欠くことのできない、長きにわたるプロセスが存在している。

また,前述した法の支配についての意識の 醸成や,運用面の改善といったことも,重要 である一方,可視化や数値化が非常に難しい といえる。相手国にきめ細かく寄りそうほど, 評価の面において立場を窮することにもなり かねず,他方で,可視化や数値化を重視し過 ぎれば,相手国が本当に求めていることとの 乖離や,法制度の適正な運用,統一的な運用 の欠如といった事態にもなりかねない。対立 する要請の中で,どのように支援を進めてい くかということも法制度整備支援の最も難し い部分の一つであると思われる。

(2) 通訳者の育成・確保の必要性

この点も、本研修を通じて関心を持ったことの一つであるので触れておきたい。

法制度整備支援は、人が人に対して教え、 伝えることにより成り立つものであり、そこ では常に「言葉」が存在することになり、日 本語から現地語への変換というプロセスが必 要になる。この点、長期派遣専門家の方々も 自助努力の下に現地語を身につけられ、コ

ミュニケーションを取っているのは言うまで もないが、膨大な量の言葉が飛び交う会議等 の場においては、言葉の専門家である通訳者 が必要になってくる。そして, その通訳者に は、時に日本語としても難解な、様々な法律 用語,専門用語が飛び交う法制度整備支援の 場において, 瞬時に内容を理解し, 適切な言 葉に置き換え(日本語の言葉にぴったり当て はまるものが相手国の言葉にあるとは限らな い。)、伝えるという非常に高い能力が求めら れることになるのである。そのような人材を 確保することがいかに大変かということは想 像に難くないが、そういった人材に関与して もらうことができるかどうかが、支援の行く 末を大きく左右することになるのではないか と思われる。

私たち研修員も、例えば、ラオスにおける SWGメンバーとの意見交換、国立司法研修 所及びラオス国立大学での講義の場におい て、現地語と日本語との翻訳が必要となり、 その際にラオス人の男性通訳者についても らったが、意見交換や講義が円滑に進んだの は彼のおかげであるともいえる。日本の大学 で法律学を学び、法的素養をも備えていた彼 は、いきおい長くなりがちな私たち研修員の 日本語を的確に理解して伝え、また現地の 人々からの質問についても、質問そのものを 訳して伝えるだけでなく、時にはその趣旨や 背景までも説明してくれることで、不足する 理解を助けてくれた。

通訳者の存在というのは、法制度整備支援の場において非常に重要である一方、その育成や人材についての情報共有のツールといったものがまだ十分でないのではないかと思われる。層の厚い通訳者を育成・確保する方策や、そのような人材についての情報を全省的に共有できるツールといったものも、今後必要になってくるのではないかと考える。

第5 終わりに

以上,思いつくままに所感を書き連ねる報告となってしまったが,その内容の当否は別として,本研修が,それまで法制度整備支援にほとんど縁のなかった者に,多くのことを問いかけ,何らかのことを考えさせるに十分なものであったということについては,少なくとも示すことができたといえるかもしれない。本研修の期間中は自分にとって得がたい経験の連続であり,正に忘れることのできない2週間となった。

これからどのような形で法制度整備支援に関わっていけるか、どれほど寄与できるかは現時点では全く分からないが、仮に直接的に関与できないとしても、国内外で各国のために尽力されている多くの方がいらっしゃることに思いを馳せ、自分がこの研修で見聞したこと、考えたことを周囲に向け発信していくことによって、微力ながらも

貢献していきたいと思っている。ベトナムとラオスへの思いも強くなった。いつかまた必ず、それぞれの地を訪れたいと思っている。

最後になったが、効果的な研修となるようプログラムを組んでいただき講義等をしていただいた国際協力部の皆様、私たち研修員を温かく向かい入れてくださった長期派遣専門家を始めとするJICAプロジェクト事務所の皆様、本研修を引率してくださった石田教官、稲本専門官、そして、一緒に参加した研修員の皆さんに心から感謝申し上げたい。出会った全ての方に、多くの学ぶべき点があり、共に時間を過ごす中でたくさんの事を吸収させていただいた。

また,業務多忙の中,本研修に送り出してくれた民事第二課の皆様にも感謝申し上げ,本報告を終えることとしたい。

平成 28 年度国際協力人材育成研修に参加して

静岡地方検察庁沼津支部検事 村 田 邦 行

第1 はじめに

私は、法務総合研究所国際協力部並びにベトナム及びラオスで実施された平成28年度国際協力人材育成研修(以下「本研修」という。)に参加する機会を得た。

法制度整備支援活動に関心を持っていた私に とって、同活動の現場を直接見聞することができ たことは大変貴重で得難い経験となった。

第2 本研修を通じての所感等

ここでは、「法制度整備支援活動に関する知識の獲得」、「法制度整備支援活動の一端の現地での見聞」及び「複数国訪問による多角的理解」という3つの観点から、本研修で有意義とあると感じた点や印象に残った点等について述べることとする。

1 法制度整備支援活動に関する知識の獲得

率直に申し上げると,本研修に参加する以前 まで,法制度整備支援活動に関心こそあったも のの,同活動については「開発途上国の法律の 作成を手伝うもの」という,はなはだ漠然とし た理解しか有していなかった。

しかしながら,本研修を通じて,法制度整備 支援活動に関する知識を得ることができ,本研 修を終えた現在では,同活動に対するこれまで の概念が変わったとも考えている。

具体的には、国内及び国外における本研修を 通じて、法制度整備支援活動といってもその支 援活動の内容や支援活動の体制は、各支援対象 国によって様々であり、「開発途上国の法律の 作成を手伝うもの」といった言葉で片付けるこ とは到底できないものであるということを強く 感じた。

(1) 支援活動の内容

ア 例えば、法律起草支援といっても、当

該対象法律についていうと,ベトナムでは知的財産権法その他の経済法が中心であるのに対し,ラオスでは民法その他の基本法が中心であるといった違いがあった。

イ また、支援活動の内容として、法律起 草だけでなく、法曹の育成が含まれてい ることも印象的であった。

すなわち,支援活動においては,「法律を作る」ことの支援だけでなく,「具体的な事案において,作った法律を使って(当該事案の解決に必要な法律を選別し,当該法律の解釈及び当てはめを行って)問題を解決する力や,作った法律を経済状況その他の必要に応じて自ら改正する力を身につけた人材を育成する」ための支援も行われていた。

具体的には、例えば、現在、ラオスで 実施されている「法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)」では、プロジェクトの目標として、法務及び司法機関、 法学教育機関並びにその職員及び教員に 関する、①法令の起草、②法令の運用及び執行、③法学教育、法曹養成研修及び 継続的実務研修、④法令の普及及び理解 の促進の改善に取り組む能力の向上が掲 げられている。

このように、ツールである法律の起草 という短期的又は局所的な、いわば「点」 としての支援にとどまらず、その法律を 使うリソースである人材の継続的育成と いう長期的又は継続的な、いわば「線」 としての支援も行われているのだという ことを実感した次第である。

(2) 支援活動の体制

本研修中に訪問したベトナム及びラオスでは、支援活動の体制について、関係機関の関 与の仕方等に違いがあった。

ア ベトナムでは、現在、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」を実施しているところ、同プロジェクトでは、各支援分野ごとにカウンターパートとなる関係機関が決まっており、当該分野を担当する長期派遣専門家が当該関係機関の担当者とともに活動している。

具体的には、ベトナムにおいてカウンターパートとなる関係機関としては、首相府、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会があるところ、例えば、刑事訴訟法の起草については、最高人民検察院がカウンターパートとなっており、検事出身の塚部貴子長期派遣専門家が同院の担当者とともに活動している。

このように、各支援分野が関係機関ごとにいわば「縦割り」となっているため、関係機関相互の連携は必ずしも十分ではないようであるが、この点は、チーフアドバイザーである川西一長期派遣専門家が各関係機関と横断的に接触を図ることなどによって対応しているとのことであった。

イ 他方, ラオスでは, 現在, 前記「法律 人材育成強化プロジェクト(フェーズ 2)」を実施しているところ,同プロジェ クトでは, ワーキンググループの中に各 支援分野ごとにサブ・ワーキング・グルー プ(SWG)があり, この各SWGに各 関係機関の担当者が参加し, 各SWGで はこれら各関係機関の担当者が共同で活 動を行っていた。

具体的には、ラオスにおいてカウン ターパートとなる関係機関としては、司 法省、最高人民裁判所、最高人民検察院 及びラオス国立大学があり、他方、SW Gとしては、民法典SWG、民事経済関連法SWG、刑事関連法SWG及び教育・研修改善SWGがあるところ、各SWGには、それぞれ、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学の担当者等が参加している。

このように、各支援分野の活動が各関係機関を横断して行われているため、各関係機関相互の連携がうまくいっているとのことであった(後記のとおり、SW Gに参加する司法省、最高人民検察院及びラオス国立大学等の担当者と直接意見交換する機会があったが、各担当者の関係は良好なものと感じられた。)。

2 法制度整備支援活動の一端の現地での見聞 個人的には、本研修の最も有意義な点は、こ の点であると思われる。

すなわち,法制度整備支援活動の一端を現地 で直接見聞できるというのは,同活動に携わる ことを希望する職員にとって,大変貴重な経験 であり,私自身,本研修を通じてこのことを実 感した。

(1) ベトナム及びラオスにおける長期派遣専門家との意見交換等では、法制度整備支援活動のやりがいだけでなく、ご苦労されていることなども含め、率直なお話を直接うかがうことができた。

一例を挙げると、ベトナム及びラオスは、前者はベトナム共産党の、後者はラオス人 民革命党のいずれも一党支配体制であり、 政府等職員の業務は党に管理されているこ となどから、法制度整備支援活動に係るプロジェクトに関係する関係機関職員の中には、自国の法制度に関する問題に対して、 当事者意識を持って自分自身の問題として 考えることができない者もおり、プロジェクトを円滑に進められない場面があるとのことであった。

(2) また、JICAプロジェクト事務所のほか、現地の生活風景を直に見ることによっ

て,長期派遣専門家として派遣された場合 にどのような生活を送るのかについて,具 体的なイメージを持つこともできた。

- (3) さらに、本研修では、ラオスの前記「法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)」においてSWGに参加する司法省、最高人民検察院及びラオス国立大学等の各担当者との意見交換や、ラオスの国立司法研修所及び国立大学での日本の法曹倫理や三権分立等に関する講義等といった大変貴重な経験をさせていただく機会も得た。
 - ア SWGに参加する関係機関の担当者との意見交換では、各担当者から、これまでの日本の支援に対する感謝の言葉とともに、他国の支援に比して日本の支援が素晴らしい点は「支援の継続性、一貫性」である旨の発言があったほか、須田大長期派遣専門家をはじめとするJICAプロジェクト事務所職員との間で良好な信頼関係が築かれていることがうかがわれた。

日本の法制度整備支援活動に対して肯定的な評価をいただいたことは,我が事のように嬉しく感じ,また,良好な信頼関係が築かれていることは,現在の長期派遣専門家は勿論のこと,歴代の長期派遣専門家も含めた多数の方々のたゆまぬ努力の賜物なのだということを感じた。

その他、意見交換に参加した各担当者がそれぞれ所属機関を異にするにもかかわらずお互い打ち解けた雰囲気であったことが印象的であり、これは、ラオスにおける支援活動の体制が、前記のとおり、各支援分野ごとのSWG活動に各関係機関の担当者が参加しており、関係機関相互の連携がうまくいっているためなのだろうと感じた。

イ 国立司法研修所及び国立大学での講義 は、法制度や政治体制の異なる外国の方 に日本の法律や法制度を伝えることの難 しさを実感するとともに,自分自身の日本の法律や法制度に対する知識や理解が不十分であることを痛感させられるものであった。

私は、国立大学での大学生や大学院生等に対する講義において、「三権分立と検察の独立」というテーマを担当し、日本で検察の独立の必要性や重要性を説明したが、それらの背景には議院内閣制や複数政党制(そして、これら制度に起因する検察権に対する不当な政治的影響の可能性)等といった日本の政治体制が存在するところ、前記のとおり、ラオスの政治体制は一党支配体制であり、また、検察や裁判所は国民議会の下に置かれているというように、日本の政治体制と大きく異なっている。

講義では、このような差異を踏まえ、 日本の政治体制等の説明も可能な限り 行ったが、どこまで理解してもらうこと ができたかははなはだ心許ないところで ある(それでも、参加者は皆、真剣に話 を聞き、熱心に質問もしてくれており、 その向学心は私も見習わなければならな いと感じた。)。

また、三権分立との関係では、参加者 から、日本の裁判官に対する弾劾裁判所 に関して質問(常設か否か、同裁判所の 判断に上訴できるかなど)がなされたが、 同裁判所の存在やおおよその内容こそ理 解していたものの、前記質問に対して即 答できるだけの知識を有しておらず、自 身の知識不足を実感した。

(4) その他、ベトナムでは、西村あさひ法務 事務所ハノイ事務所を訪問し、同事務所の 廣澤太郎弁護士と意見交換を行う機会を得 たが、廣澤弁護士からは「ベトナムの法分 野における課題は、『法令の整備及び整合 性の確保、これらによる予見可能性の確 保』『法の支配の確立』である。これら課 題の解決に向け、法整備支援には期待している。」旨の発言がなされた。

現地で日本企業等をクライアントとして 活動されており、また、法制度整備支援活動に係るプロジェクトの当事者ではない廣 澤弁護士の立場から見たベトナムの法制度 の現状やその課題等について、直接お話を うかがうことができたのは貴重な経験で あった。

3 複数国訪問による多角的理解

(1) 本研修では、ベトナム及びラオスという 複数国を訪問させていただいたが、これま での国際協力人材育成研修での訪問国は1 か国であり、複数国訪問は本研修が初めて であるとのことであった。

この点,本研修で複数国を訪問すること ができたのは,法制度整備支援活動をより 多角的に理解するという観点から,非常に 有意義なものであったと考えている。

(2) すなわち、ベトナムとラオスは、いずれも政治体制等が近く(例えば、前記のとおり、両国とも一党支配体制であり、裁判所及び検察はいずれも国会の下にある。)、両国間の関係も緊密であるが、他方、その国民性、経済状況等の両国の置かれた状況、同状況を踏まえて両国から要請される支援の内容は異なっており、ひいてはこれらの違いが両国における法制度整備支援活動の差異となって現れていた。

そして,このような差異に関する具体的な認識は、ベトナム及びラオスの両国を訪問し、現地で長期派遣専門家や関係機関の担当者との意見交換を行ったり、生活風景を直に見たりしたからこそ、得られたものであるといえる。

(3) 複数国訪問は、法制度整備支援活動をより具体的に理解させるという、国際協力人材育成研修の趣旨にも沿うものであり、今後、同研修に参加する研修員にとっても有益であると思われる。

4 小括

本研修は、支援対象国の訪問その他の国外研修を通じた貴重な経験ができるだけでなく、本稿では触れていない国内研修を通じて全支援対象国に関する支援の概要その他法制度整備支援活動全般に関する知識を得ることもできる研修であり、まさに「法制度整備支援活動の現在」を体感できる、大変有意義なものである。

法制度整備支援活動に携わることを強く希望 している職員や同活動に興味や関心がある職員 の皆様には、是非、国際協力人材育成研修に参 加し、同活動への理解を深めてもらいたい。

第3 終わりに

1 最後に、本研修での経験を今後の業務にど のように活かしていくかについて、若干述べ ておきたい。

私は、本研修における、国際協力部教官からの講義や長期派遣専門家との意見交換等を通じて法制度整備支援活動に関する理解を深めることができたが、この経験を通じて、外国(支援対象国だけでなく、欧米も含む。)の法律や法制度に対する感度をこれからもっと高めていきたいと考えている。

それと同時に、ラオスで私たちが行った講義等を通じて、日本の法律や法制度に対する 知識や理解が不十分であったことも痛感する とともに、それらに対する感度も高める必要 があると感じている。

そのため、今後は、日本の法律や法制度に 対する知識や理解を深めるだけでなく、外国 の法律や法制度に対する感度を高めてその知 識や理解も深め、より多角的かつ多面的な視 点から、日々の業務での法的問題等に取り組 んでいきたいと考えている。

これからの日々の業務を行う際の新たな意 識付けの契機を得られたという点でも,本研 修は大変有意義なものであったと考えてい る。

2 末筆ながら、本研修を実施された国際協力

部の皆様、私たち研修員を迎え入れていただ 私を快くいたベトナム及びラオスのJICAプロジェ の皆様にクト事務所の皆様、2週間もの長期にわたり、 げたい。

私を快く本研修に送り出していただいた原庁 の皆様に,この場を借りて厚くお礼を申し上 げたい。

平成 28 年度国際協力人材育成研修に参加して

第1 はじめに

私は、この度、平成28年度国際協力人材育成研修に参加し、約2週間にわたり、国内及び国外(ベトナム及びラオス)において、法務総合研究所国際協力部(ICD)が専ら発展途上国を対象に実施している法制度整備支援(以下、単に「法整備支援」という。)の業務について学ぶ機会を得た。

詳細な知識までは持っていなかったものの、私は、発展途上国に対する技術協力の一環として、ICDや独立行政法人国際協力機構(JICA)が法整備支援を行っており、検事の諸先輩方もICDの教官やJICAの長期派遣専門家として、幅広くご活躍されているということは以前から知っていた。また、これまで、ICDのウェブサイトやICD主催の公開シンポジウムなどを通じて、法整備支援に関する基本的な情報に触れる機会もあった。

もっとも、自分の理解不足もあり、実際にこの 業務に携わっておられる方々がいかなる業務を 日々行っているのかについては、漠然としたイ メージしか抱くことができておらず、また、長期 派遣専門家がいかなる苦労と闘いながら日々の業 務を行っておられるのかについて想像が及ばない ところが多々あった。そこで、この度の研修では、 現地のプロジェクトの活動現場を直接見聞させて いただくことで、上記の点に関する具体的イメー ジを抱くことができれば幸いと思い、研修に臨む こととした。

第2 国内研修について

国内研修では、各国の法整備支援の概要、長期派遣専門家や国際協力専門官の業務等について、 ICDの阪井光平部長や伊藤浩之副部長をはじめ、各教官や国際協力専門官からそれぞれ充実し た内容の講義があった。最後に行われた阪井部長による講義では、「この度の研修を通して、①『法』とは何か、②『支援』とは何かを考えるように、そして、今後それぞれの研修員が仕事をしていく上で自らのキャリアパスに『国際』をいかに加味するのかについても考えるように。」といったお話があった。

私は、この阪井部長のお言葉をしっかりと胸に しまい、決してこの研修を無駄にすることのない ようにとの心構えの下、翌日からの国外研修に臨 むこととした。

第3 国外研修の内容及び所感

1 ベトナムについて

短時間の滞在ではあったが、ベトナムでは非常に多くのことを吸収することができた。以下、 紙面の都合上、特に印象に残った点についての み触れることとする。

まず、1点目は、カウンターパートの生の声 に触れたことで、日本の法整備支援がベトナム 側から極めて高く評価されている実情を肌で感 じることができたことである。例えば、最高人 民検察院の国際協力局長は、日本によるこれま での法整備支援について,「日本の法務省は, ベトナム側のニーズにきちんと合わせて活動し てくれており、非常に感謝している。専門家は 極めてフレキシブルで有能な方々ばかりであ り、最近では、中央のみならず地方レベルの実 務家のニーズをできる限り取り入れてくれるよ うになった。ベトナム側としても,決して受け 身になることなく、日本側への提案を行うこと も可能になってきている。」などと極めて高く 評価されており、日本のベトナムに対する法整 備支援が月日を重ねる毎に深化している現状の 一端に触れることができた。そして、これはひ とえに、これまで法整備支援業務に携わってこられた方々、若しくは現に携わっておられる方々のご尽力の賜物であると感じた。

2点目として、バクニン省の裁判所における 法廷傍聴(退役軍人である被告人が、自らが居 住する傷病兵士ホームセンター内において,被 害者から暴行を受けたことを機に憤慨し、ナイ フで同人を刺して死亡させた事案であり,「強 く衝撃された精神状態で殺人を行った罪」で起 訴されていた。)において、日本の法廷との違 いを体感することができ、考えさせられること が多々あった。例えば、1人の裁判官と2人の 参審員で合議体を構成していること, 職権主義 を採用しているため事前に裁判官が証拠に目を 通した上で裁判に臨んでいること、検察官が法 壇の上 (傍聴席から見て左端) に着席している こと, 民事と刑事の審理を同一の手続で行って いることなど、細かい点を挙げればきりがない ほど日本の刑事司法とは様相を異にしていた。 上記のとおり職権主義を採用していることも あって、ベトナムの公判は、日本のそれとは異 なり、裁判所が新たに真実を発見するための場 というより、公判を開くまでの間に発見された 真実を確認するための場であるという印象を受 けた。そして、最も驚かされたのは、ベトナム では被告人(被告人本人のみならずその父親を 含む。) が過去に軍人として国に貢献したこと が刑の減軽事由となっている点であった。被告 人質問では、裁判官がこの点を被告人に確認し ている場面があり、まさにベトナムという国の 歴史や特徴を端的に表している裁判であると感 じ, 非常に興味深い内容であった。

2 ラオスについて

2020年(平成32年)3月をもってプロジェクトが一応終了する見込みとなっているベトナムとは異なり、ラオスに対する法整備支援は、まさに現在進行型でプロジェクトが進んでいる最中であり(現在実施中の「法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)」は、2018年(平成30年)7月をもって終了することとなって

いるが、期間が延長される可能性が高いとのことである。)、プロジェクトの目標や活動内容、 実施体制 (構成メンバーや研修の実施方法等) 等についても、ベトナムのそれとは様々な点において異なっており、同じ法整備支援といっても対象国それぞれで個性があるということが分かった。その意味で、この度の研修で2カ国を訪問できたことは非常に恵まれていたと思う。

ラオスでは、プロジェクトオフィスにおい て,長期派遣専門家との意見交換に続き,ワー キンググループのメンバー (最高人民検察院, 司法省, ラオス国立大学及び弁護士会) との意 見交換の場を設けていただいたが、これらを通 じて感じたことは、未だ課題は山積していると はいえ, プロジェクトの各当事者が明確な目標 を持ち、現状と課題についての認識をしっかり と共有できているため, 非常に良好な信頼関係 が構築されているということである。ラオスで は,司法省,最高人民裁判所,最高人民検察院, ラオス国立大学及びその他関連機関を含めた混 成グループでワーキンググループを構成し,研 修等を実施している。この点に関し、ラオス側 メンバーの方々からは、「混成グループで研修 を行う場合, 基本的な考え方が異なるため議論 に時間を要するといったデメリットもあるが, 他方で、各自の視野が広まる、各機関で共通の 理解が構築されることで互いの信頼関係が高ま るなどメリットがあり、非常に有意義な研修と なっている。以前から実施している合宿形式に よる研修も非常に効果的である。」といったお 話があり、プロジェクトが総じて上手く進んで いるとの印象を抱いた。

次に、特にラオスに滞在中、自分の中での「法整備支援」の概念がより広い内容のものへと変わっていった。例えば、以前は自分の勉強不足もあって、法整備支援というと、法律の起草支援や教材作成の支援などといった、目に見える成果物を作ることへの支援を中心にイメージを膨らませていた部分が少なからずあった。しかし、この度の研修を通じ、法整備支援を行う上

で最も中心に添えるべき要素は「人材育成」で あると実感した。たとえ法律や法制度ができた としても, それを使いこなせる能力, 自力で法 律改正作業ができる能力を持った人材が育たな いと無意味であるし, たとえ教材ができたとし ても, それを使って後継者に教える能力を持っ た人材が育たないと無意味である。その意味に おいて、法「整備」支援とは、法「教育」支援 という言葉に置き換えることができる要素が少 なからずあるのではないかと感じた。相手国の オーナーシップを尊重し、相手国の実情やニー ズに見合った形での人材育成に取り組むという 点が日本の支援の特徴であるとされているが、 そのような支援方法だと非常に時間がかかる 上,成果がなかなか見えにくい。したがって, 法整備支援という仕事は数々の苦労を要する仕 事であるように思われたが、ラオスに派遣中の 長期派遣専門家の方々は皆、苦労を抱えておら れるような素振りは見せず, むしろ明るく楽し そうに仕事をされている印象を抱いた(なお, ベトナムについても全く同様であった。)。

第4 その他研修の成果

1 法整備支援という仕事のスケールの大き さ、醍醐味

この度の研修全般を通して感じたのは、法整 備支援という仕事が、研修前にイメージしてい たよりも遙かに壮大でスケールの大きな仕事で あるということである。この度、法曹経験が 20年に満たない方々が、相手国の副大臣に助 言を与えたり、関係省庁の局長級の方々と顔を 付き合わせて議論を交わすなどして日々奮闘さ れている現状の一端を垣間見ることができた。 この仕事が、一つの「国造り」に直接携わるこ とができる、極めてダイナミックな仕事である ということを実感でき、何とも言えない興奮を 覚えた次第である。また、この度の研修におい て、法整備支援の仕事のもう一つの醍醐味は、 良い意味で「正解がない」点であると感じた。 一定のゴールは設定されているものの、これに 到達するまでの過程においては、常に自らの頭で悩み、考え、切り開いていかなければならない。前例踏襲が通用しない厳しい世界ではあるが、大いにやりがいを感じることができる仕事なのではないかと感じた。

2 法整備支援に取り組む上での心構え,「支援」の意味

法整備支援の仕事の魅力については多少のイ メージができたものの、私は、それでも、長期 派遣専門家が長期間にわたり支援対象国に赴任 する生活には相当な困難を伴うのではないかと の思いが消えなかった。前述したとおり, 人材 育成には非常に時間がかかるため、思うように 人材が育ってくれないもどかしさを感じること も多々あるのではないか、そのような場合にい かにしてモチベーションを保っておられるのか などといった点に関心があったことから, その 点に関し,長期派遣専門家の方々に質問を投げ かけてみた。とりわけ印象的だったのは、ラオ スの須田大長期派遣専門家による,「長期派遣 専門家として必要な能力は、例えて言うならば 実が熟するまで待つことができる能力である。 相手国があることなので上手く回らないときが あるのは当然である。その際, 自分達の事ばか り考えるのではなく、相手に対する思いやりや 想像力を忘れずに仕事を続けていれば、思わぬ ところで突破口が開けてくることもある。検事 が行う取調べなどもこれと通じる面があるので はないか。」といった趣旨のお話であった(須 田専門家は、同じ文脈の中で「愛情」という言 葉も用いておられた。)。このお話をお聞きする 前は、正直なところ、どこか愚痴めいた話もこ ぼれてくるかもしれないと思っていたが、その ようなお話は全くされず、逆に、「愛情」など といった言葉がごく自然とこぼれてきたこと, また、意外にも取調べと重ねられたことで自ず と自身の仕事ぶりを顧みる結果となったことな どから,何とも言えない気恥ずかしさを覚えた。 この度の研修において、法整備支援という仕事 は、まさに「人間力」が要求される仕事であっ

て, そのことは検事の仕事にも通じるところが 多々あるのだということを教わった気がした。

なお、「支援」という言葉の意味について、 以前の私は、力を持つ者が持たない者に対して サポートしてあげる、協力してあげるといった ような、どこか上から目線のイメージで捉えて いた部分があった。しかし、この度の研修中お 会いした長期派遣専門家の方々は皆、そのよう な姿勢ではなく、短期的な見返りを求めず同じ アジアのパートナーとしてただ相手国のことを 思い、相手国に寄り添うといった姿勢で仕事に 励んでおられるといった印象を受け、自分とし ても、真の意味での「支援」とは何かにつき考 えさせられるところが多々あった。

3 自身を振り返って

この度の研修は、自分にとって、検事として の普段の仕事ぶりを振り返る良い動機付けと なった。私は現在、捜査担当の検事として、外 国人犯罪や国際的な犯罪を扱う部署に所属して いる。日々、要通訳事件の取調べを行っている ほか、時には国境を越えた犯罪の捜査のため外 国捜査機関と連携を図る機会もある。その度に 感じることは, 前提理解が根本的に異なる外国 人と議論を交わすこと, そして彼らに日本の法 制度を正確に伝えることの難しさである。この ことは、この度の研修中においても、例えばラ オス国立大学や国立司法研究所で私たちが実施 した講義等を通じ, 再認識させられた。法律家 として国際的な仕事に携わる上で、比較法の視 点を持つことの重要性については頭で理解して いたつもりである。そして,ここで言う「比較」 とは、単に日本ではこういう法制度になってい るのに対してこの国ではこういう法制度になっ ているといった表面的な理解にとどまることな く、それ以前になぜそのような制度になってい るのかといった歴史的経緯や背景を踏まえて理 解しておくことが欠かせないということも,頭 では理解していたつもりである。しかし、この 度の研修中, 自分はまだまだそれが不十分で あると反省させられた。「法」とは、それぞれ の社会において、そこに暮らす人々の間のルールを定めたもので、その社会の根本的な基盤をなすものである。当然ながら、それぞれの社会毎に、その成り立ちや歴史、政治事情や経済事情、文化、宗教、道徳、価値観は異なっており、比較法と呼ばれるところの「法」には自ずとこれらの視点が含まれることとなる。私は、この度の研修を通じて、それらを含む意味での比較法の視点を持つことの重要性を再認識した。そして、海外に目を向ける以前に、日本法が成立した歴史的背景について今一度学び直すとともに、日本の国それ自体についてより本質的な理解を深めたいという気持ちを抱いた。

また, 前述した「人材育成」という観点から も,この度の研修は、自身のこれまでの仕事ぶ りを振り返る良い契機となった。例えば、ラオ スなどでは法理論面と実務面が未だ整理されて いないため、それを整理して統一的なものとす べく、日々教材作成の支援を行ったり、カウン ターパートの研修を実施しているとのことであ る。私自身も普段,司法修習生の指導に携わっ たり, 若手検事に対して助言を与えることもあ るが、果たして、自分がどれだけ法理論を正確 に理解しているだろうか, どれだけ法理論面と 実務面とを整理して指導助言を行っているか、 捜査手法など実務面ばかりに目が行ってしま い、法の原理原則をおろそかにしてはいないだ ろうか、須田専門家が仰るような想像力や思い やり、愛情を持って指導や助言を行えているだ ろうかなどと、様々な観点から自分自身を振り 返ることができ、自分にとって非常に良い刺激 となった。

第5 終わりに

ここで1点,非常に印象に残ったエピソードについて触れることとしたい。私は,ラオス国立司法研修所での講義を終えた後,学生に対し,「皆さんは,世の中に色々な職業がある中で,なぜ法律家を目指そうと思ったのですか。社会的地位の高さ,給料,やりがい,あるいはそれ以外の理由

ですか。」という質問をしてみた。意外なことに、 指すべき道は万国共通 次々と学生らが自発的に手を挙げ、「この国が大 えない爽快な気分にな 好きで、社会を良くしたいから。」、「社会正義を 最後に、今回、大変 実現したいから。」、「高校生の頃、隣家で飼って ために貴重なお時間を いたヤギが自分の家の敷地内に侵入してきたこと 方面で調整等を行ったがあり、その際、自分の家で飼っていた犬がその 方々、長期派遣専門家 ヤギに噛みついた。そのヤギが勝手に侵入してき トオフィスの方々、野たのに、最終的には自分達が全額を賠償させられ た関係各機関の方々に た。この経験がきっかけで法律に興味を持った。」 し上げるとともに、多などと、目を輝かせながら答えてくれた。この様 出して下さった大阪地子を見て、私は、たとえ国は違えど法曹として目 感謝を申し上げたい。

指すべき道は万国共通なのだと実感し、何とも言 えない爽快な気分になった。

最後に、今回、大変ご多忙の中、我々研修員の ために貴重なお時間を割いていただくとともに多 方面で調整等を行っていただいた I C D 職員の 方々、長期派遣専門家をはじめとするプロジェク トオフィスの方々、現地で暖かく接していただい た関係各機関の方々に対し、改めて厚く感謝を申 し上げるとともに、多忙の中、本研修に快く送り 出して下さった大阪地方検察庁の皆様にも心より 感謝を申し上げたい。

平成 28 年度国際協力人材育成研修に参加して

福岡高等検察庁検察事務官
 小 南 安 生

第1 はじめに

私は、平成28年11月7日から同月18日までの間、法務総合研究所国際協力部(ICD)、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国において実施された国際協力人材育成研修(以下、「本研修」という。)に、研修員として参加させていただいた。

私は検察事務官として仕事をする中で、法制度 整備支援という言葉を見聞きすることはほとんど なく、ICD職員がどのような仕事をしているの かすらほとんど知らなかった。

私が初めて法制度整備支援という存在を知ったのは、ちょうど4年前、一緒に仕事をしていた検事が当時の国際協力人材育成研修に参加され、帰国後、是非長期派遣専門家として発展途上国で勤務したいと仰っていたことを聞いたときであった。当時の私の法制度整備支援に対する認識は、発展途上国の法律、特に民法や刑法、それらに付随する法律を「日本と同じような法律」に改正する、又は法律のない国に対しては、新しく「日本と同じような法律」を作るものだと勝手に思っていた。

しかし、本研修において、国内研修ではICDの部長、副部長及び教官らから講義を受けたり、 国外研修ではベトナム及びラオスを訪問し、法制度整備支援の現場を実際に見聞きしたりしたことで、日本の中で悠々と生活してきた私の認識がいかに単純で、上から目線でしか考えていなかったことを痛感させられた。

以下、本研修を通じて私が学んだことや感じた ことについて報告させていただく。

第2 国内研修

本研修では、国内研修として、ICDの教官から、「法務省による法制度整備支援の概要」「イン

ドネシア,カンボジア,ラオス,ベトナム,中国,ネパール,ミャンマー等の各国における法制度整備支援の概要」についての講義があった。私は,先ほども述べたとおり,法制度整備支援に対する認識がほとんどなかったので,国内研修での講義は,国外研修に行くに当たって,日本が実施している同支援の基本的な知識を理解する上で大変有意義なものであった。

また、ICDの事務手続等を担っている国際協 力専門官から、同専門官の業務についての講義が あった。検察事務官の私にとっては、将来ICD で勤務することとなれば、国際協力専門官として 働くこととなるので、これらの講義内容はとても 興味深いものであった。一番印象に残ったのは, 法務総合研究所というのはオール法務省と裁判官 の組織であり、検事や裁判官等の教官と国際協力 専門官との間には垣根がなく、イコールパート ナーとして仕事をしているということだった。国 際協力専門官の仕事は,研修・出張のための準備, 研修の補助,長期派遣専門家との連絡調整業務等 多岐に渡るものであり、教官とはイコールパート ナーとして仕事をするということは、それだけ教 官から信頼を得ないと出来ない仕事であり、検察 事務官とはまた違った責任感を伴う大変魅力的な 仕事だと思った。

さらに、ICDの阪井部長からは、「法務省職員の国際業務と法整備支援」についての講義があり、その中で、法務省の国際業務にはどのようなものがあるかという質問を受けた。私がこれまで検察事務官として仕事をしてきた中で、国際的な仕事がどれほどあったかを考えてみたが、正直、被疑者が外国人の場合、通訳人を手配することくらいしか思いつかず、ましてや法務省については、どれほど国際業務があるのか分かっておらず、国際業務というものに対する意識の低さを感じざる

を得なかった。

加えて、阪井部長からは、国外研修において、 法制度整備支援を「法(制度)」「整備」「支援」 の3つに分け、「法(制度)」とは何か、「整備」 とは何か、「支援」とは何かをよく見てくるよう にとの宿題をいただいた。

第3 国外研修

1 ベトナムでの国外研修

ベトナムのノイバイ国際空港に到着してまず 始めに感じたことは、空港が日本と同じような 作りであることに驚いた。現地ガイドの話では、 その空港は日本の政府開発援助(ODA)によ り、日本企業によって作られたものであり、ま た、市街地に向かう際に通った巨大な橋も日本 のODAによって作られたものであった。私は、 空港から市街地までの道中、このような立派な 空港や巨大な橋が日本の支援で作られ、ベトナ ムの発展に大きく貢献していることに、日本の 技術の素晴らしさを感じると同時に、法制度整 備支援がどのような形でベトナムの発展に貢献 しているのかを今から実際に見聞きできること に期待が膨らんだ。

ベトナムJICAプロジェクト事務所では、 検事出身の川西一長期派遣専門家から、ベトナムにおける法制度整備支援の概要等についての説明があった。JICAによるベトナムでの法制度整備支援は1996年(平成8年)頃から開始し、民法、民事訴訟法等の重要法令の起草支援、人材育成支援等を行っており、現在は、主として法規範文書の整合性確保等を目標に、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会及び首相府の5機関に対する各種活動を実施している状況であることなどを学んだ。

西村あさひ法律事務所ハノイ事務所では、ベトナムの法制度の問題点として、法律の未整備や不整合、運用との齟齬、司法権への信頼性の低さなどがあること、また法制度整備支援には、法の支配の意義や重要性についての意識改革、

司法権の事態解決能力の養成などが期待されていることを学んだ。

このように、ベトナムにおいても、まだまだ やるべきことが山積していることを知ることが できたが、他方、1条でも法律の未整備が減れ ば成功だという話も聞き、長期派遣専門家の苦 労は計り知れないものだと感じた。

2 ラオスでの国外研修

ラオスJICAプロジェクト事務所では、検 事出身の須田大長期派遣専門家から、プロジェクトの概要等について説明があった。ラオスでは、1998年(平成10年)頃から法制度整備支援を開始し、民法等の教科書、判決書マニュアルの作成支援、人材育成支援等を行っており、現在は、主として、法令起草能力や法令運用・執行能力の向上等を目標として、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学の4機関に対する各種活動を行っていることを学んだ。

その後, 国立司法研修所やラオス国立大学を 訪問し, 我々研修員から「裁判官や法務省職員 の職業倫理」「日本における三権分立、司法権 の独立、行政権における検察の独立」等につい て講義をするという貴重な経験をさせていただ いた。私は、日本の検察官及び検察事務官の仕 事内容や職業倫理について, 国立司法研修所で 講義する部分を担当したが、日本のことを外国 の方へ伝える難しさを知った。 なぜなら、 日本 の検察官及び検察事務官の仕事内容等を日本人 に伝える場合, 相手が前提となる日本の統治機 構や歴史等の知識を持っているため、ある程度 説明を省いても理解してもらえるが、統治機構 等が全く異なる国の人達は, そのような前提知 識を持たないからである。この点、講義の際 は、優秀な通訳人が私の不十分な説明を補って くれ、かなり助けてもらった。

また、国立司法研修所の意見交換会では、「なぜ法曹になりたいのか。」というこちらからの質問に対して、一人の研修生から、「一人の人間として社会正義のために法曹になりたい。」

という回答があった。このような法曹になると いう強い意気込みを持っている研修生がいるこ とに、ラオスの将来の発展を見た気がした。

第4 本研修の成果

法制度整備支援を「法(制度)」「整備」「支援」 の3つに分けて見るようにとの、前記の阪井部長 からの宿題を私なりに回答したいと思う。

私は、ラオスでラオス側関係者から、「国民だけでなく公務員も法律に対する意識が低いことから、紛争が起きたときに、慣習などで解決してしまうので、貧しい人又は教育を受けていない人などは不平等な扱いを受ける。」という話を聞いたとき、「法(制度)」とは何か、「整備」とは何か、「支援」とは何か、という問いに対する答えがぼんやりと見えてきた。

まず、法制度整備支援の「法(制度)」というのは、 基本法である民法や刑法、それに付随する法律だけでなく、その国の社会、文化、慣習及び道徳など、その国の国民感覚を含んだものが「法(制度)」ではないかと思った。なぜなら、良い悪いは別として、ラオスのように慣習で紛争を解決することがあるという現実があるのであれば、その国の法律を作る上では、その慣習を踏まえて法律を作ることがその国民に馴染みやすい法律になると考えるからである。

また、ベトナムにおいて、殺人事件の裁判を傍聴した際、裁判官から被告人に対して、「あなたの親族で国のために貢献したり、表彰されたりした人がいるか。」という質問があった。私はこの質問を聞いて、そのような人が被告人の親族でいれば、被告人の刑事裁判において、そのことが量刑上考慮されるように感じた。そのような事情も刑事裁判で考慮するという考えも、ベトナム国民が普通に思っている感覚だとすれば、法律を作る上では、このような国民感覚も取り入れることも必要なのではないかと感じた。

さらに、法制度整備支援の「整備」というのは、 法律の起草支援や人材育成など運用できる体制を 作ることも大切であるが、国民の司法に対する信 頼を得ることも「整備」に含まれると思った。というのも、国民の法律に対する意識が低い原因には、前記の西村あさひ法律事務所ハノイ事務所での話にもあったように、国民の司法に対する信頼が低いことがあるのではないかと思ったからである。法律があることで、紛争が平等で平和的に解決できること、不意に不利益を被る可能性が少なくなるということなどの利点があることを国民全員に浸透させるためには、やはり国民の司法に対する信頼を高める必要があると考える。

最後に、法制度整備支援の「支援」というのは、 長期派遣専門家という人という支援、ODAなど のお金の支援等があるが、日本独自の支援が本当 の「支援」だと感じた。ベトナムの最高人民検察 院の局長の話の中で、日本以外のドナーともプロ ジェクトをやっているが、その中でも日本の法制 度整備支援を高く評価しており、その証拠に、重 要な法律の改正には、必ず日本の専門家が参加し ているというお話があった。そして、その理由を 聞くと、日本の法制度整備支援はベトナムの実情 やニーズに合わせてもらえるからだという。

また、ラオスのワーキンググループの方々との 意見交換した際には、日本の専門家が長期間、継 続的にラオスに在駐しているおかげで、法改正に 対する知識が高まったり、刑事訴訟法のハンド ブックや手続の流れのチャート図が作成できたこ とで、法律の統一的な知識の共有ができるように なったなどの感謝の言葉をいただいた。

このように、日本の法制度整備支援はベトナムやラオスの方々から高い評価をしていただいているということを、ベトナム及びラオスの現地の方々からの言葉を実際に聞いて実感したからこそ、日本の法制度整備支援の特徴でもある、相手国の歴史、文化、法制度を理解した上で、相手国との対話を重視しながら、相手国に寄り添い、相手国のニーズや実情に合った法律や制度を共に考える支援こそが、法制度整備支援の「支援」だと思った。

本研修では2か国の法制度整備支援の現場を見 させていただいたことで、社会、文化、風習、国 民性が国によって違うことを学ぶことができ、またそれに伴って国によって、支援の方法等が変わってくることを学べたのは、私にとって大きな財産となった。本研修で見聞きしたことは法制度整備支援のごく一部でしかないが、ベトナム及びラオスの社会、文化、歴史、人柄などを知ることができ、私はベトナムとラオスという国が本当に大好きになった。

私は、本研修の成果として、まず私が経験して 感じた法制度整備支援について、可能な限り広報 をしていくとともに、国際業務がより身近になっ たことから、自分自身の職務が国際業務とどのよ うなつながりがあるのかを常に考えながら、日々 の職務に従事しようと思った。

第5 おわりに

私は、本研修を通じて、法制度整備支援の方法 というものは一つではなく、そのためのマニュア ルは存在せず、支援することの難しさや大変さが あること、他方で日本による法制度整備支援が本 当に高い評価を得ていることを学んだ。

ベトナムの空港や巨大な橋のようなものは、完成すれば目に見えて成果を残すことができるが、法制度整備支援の成果というものはなかなか目に見えないものである。そのような中で、ベトナムにおける法制度整備支援は1996年(平成8年)から、ラオスにおける同支援は1998年(平成10年)から現在まで続いており、JICAの活動の中でも評価の高い活動であるという。法制度整備支援は国の根幹を整備する手助けをするものであり、

ベトナム及びラオスの経済が今後発展することを 考えると、その成果は、空港や巨大な橋の完成と 同等以上に、各国の国民に大きな影響を及ぼすこ とは間違いないはずである。

そして、相手国のニーズや実情に合わせた日本の法制度整備支援というのは、今後も発展途上国からの要請がますます増えるはずであり、新たな相手国によってますます変化に富んだ法制度整備支援に進化していくはずである。そのため、法制度整備支援に携わる人材というのは、一つの仕事ができるだけではなく、忍耐力、精神力はもちろんのこと、自由な発想力、交渉力、調整力などが必要だと感じた。

前記のとおり、ベトナム及びラオスの訪問先の 方々からは、笑顔で歓迎された上、日本の法制度 整備支援を高く評価していただき、多くの感謝の 言葉をいただいた。それは、長期派遣専門家の方々 が、長年にわたる努力によって、各国の関係者と の人間関係を作り、信頼を積み重ねてきた結果で あり、本当に頭が下がる思いであった。

本研修では、ベトナムの川西長期派遣専門家、 塚部貴子長期派遣専門家、ラオスの須田長期派遣 専門家を始めとするJICAプロジェクト事務所 の方々には本当にお世話になった。また、引率し ていただいた石田教官及び稲本専門官には本研修 を充実したものにしていただき、心より厚く感謝 申し上げたい。

最後に、私を快く本研修に送り出してくださった家族及び職場の皆様にも心から感謝を申し上げ、私の報告を終えたい。